

一般社団法人日本形成外科学会 専門医更新について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構（以下機構）による新専門医制度に於ける形成外科領域専門医更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講、④学術業績等の証明をもって行います。

特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職など）の措置については、日本形成外科学会生涯教育制度に基づき更新の留保申請を行うことができます。留保が認められた猶予期間においては学会認定専門医であるが機構認定専門医ではないものとします。また、形成外科領域の技術の蓄積や経験の継承を円滑に進めるために、3回以上更新された専門医に関しては、次回の更新時より②の診療実績の証明を免除します。

以下に新制度における専門医更新基準、ならびに新制度完全発足までの期間（2015年4月～2020年3月）における機構による形成外科領域専門医更新について記載します。これらの記載にしたがって、別紙に示す形成外科領域専門医更新申請書一式（様式1～8）を作成の上、日本形成外科学会に提出してください。日本形成外科学会専門医生涯教育委員会において提出書類を審議の上、領域専門医更新の有資格者を日本専門医機構に報告いたします。ただし、この案については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

1. 更新基準

① 勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態を証明する「自己申告書」（様式2）として提出してください。勤務形態については、直近1年間の実態を記載ください。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

② 診療実績の証明（必須）

5年間の診療実績の報告として、形成外科診療実績記録（様式3）を提出してください。また、その間に経験した症例の中から以下のAとB合わせて100症例を記載して提出ください。AのみあるいはBのみでも可とします。3回以上更新された専門医については本項目（様式3～様式5）の提出を免除とします。

A. 形成外科領域の手術実績により診療実績を示す場合

形成外科領域において、5年間に術者あるいは指導者として執刀した症例を手術症例一覧表（様式4）に記載して提出してください。

B. 症例一覧の提示により診療実績を示す場合

5年間に診療した症例について、症例一覧表（様式 5）に、診療日時、病名、治療法、転帰、診療施設名、を記載して提出してください。

上記の各項目については、下記の③の i) の更新単位として算定します。

③ 更新単位 50 単位（必須）

形成外科領域専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)~iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示します。合計 50 単位の取得を求めます。

項 目	取得単位
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	10 単位（3 回以上更新者は免除）
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位 （このうち 3 単位は必修講習）
iii) 形成外科領域講習	最小 15 単位、最大 31 単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	6~15 単位

i) 診療実績の証明（10 単位）

②の診療実績の証明で提出されたものをそのまま 10 単位として算定します。すなわち 10 症例の記録提出を 1 単位と算定します。単位集計表（様式 1-2）に記載してください。

ii) 専門医共通講習（最小 3 単位、最大 10 単位：ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと）

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの（2018 年度からは機構で承認されたもののみ）、または専門医生涯教育委員会で審議し、機構によって認められた講習会とします（たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などですが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できません）。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定します。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。（ただし、専門医生涯教育委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません）。

専門医共通講習の受講実績記録（様式 6-1）に講習名や項目名などの必要事項を記入し、日本形成外科学会で認定している専門医共通講習については、専門医共通講習受講証明書貼付台紙（様式 6-2）に受講証明書（受講者控え）をコピーして貼付し提出してください。施設や医師会が主催する講習、他の基本領域で認

定されている講習等については、講習会の内容、日時、受講を証明するもの（受講証明書等）の写しなどを添えて提出してください。出席記録などと照合の上、後日主催者が発行した証明書（講習内容、日時、公印のあるもの）も可とします。

これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位を良く確認の上、前述の単位集計表（様式 1-2）にも記載してください。

以下に専門医共通講習に該当するものを示します。

- ・ 医療安全講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・ 感染対策講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・ 医療倫理講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・ 保険医療講習会
- ・ 臨床研究/臨床試験講習会
- ・ 医療事故検討会
- ・ 医療法制講習会
- ・ 医療経済（保険医療など）に関する講習会
- ・ その他

講習会講師については1時間につき2単位付与することができます（上限数制限なし）

iii) 形成外科領域講習（最小 20 単位）

日本形成外科学会が定める講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。これらの講習会は日本形成外科学会総会・学術集会、基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会、形成外科の subspecialty 学会等において開催され、受講者は受講証明書（提出用）を受講時に提出し、受講証明書（受講者控え）を保存しておく必要があります。形成外科領域講習の受講実績記録（様式 7-1~7-2）に講習名や項目名などの必要事項を記入し、形成外科領域講習受講証明書貼付台紙（様式 7-3）に受講証明書（受講者控え）をコピーして貼付し提出してください。

ii)の専門医共通講習と同様、1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。E-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。また講習会講師を担当した場合は担当した講習について2単位を付与します。営利団体が主催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにしますが、共催のセミナーについては、開催に先立って専門医生涯教育委員会で審議し、機構によって承認されたものについては算定できるものとします。

これらの単位については、他の項目の最大単位も良く確認の上、前述の単位集計表（様式 1-2）にも記載してください。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（最小 6 単位、最大 15 単位）

算定可能な単位については、資格更新のための学術業績基準一覧表(参照資料 1-1 および 1-2)で確認してください。ただし、最大 15 単位までとします。

学術集会(地方会を含む)への参加実績は5年間で最大6単位まで付与します。

日本形成外科学会総会・学術集会、基礎学術集会 3単位

各地区の形成外科学会学術集会、

形成外科の subspecialty 学会、国際学会等として認定された学会、 2単位

その他形成外科学会に認定された学会および研究会 1単位

形成外科領域学術業績等記録(様式 8-1~8-2)に必要事項を記入し、形成外科領域学術業績等証明書貼付台紙(様式 8-3)にそれぞれの参加証明書のコピーを貼り付けて提出してください。

また、単位一覧表に記載された学会等における筆頭演者および第一共同演者としての学術発表、司会・座長についても1単位が付与されます。学会抄録集の表紙および該当ページの写しを添えて提出してください。

形成外科領域に関する査読をうけた学術論文について、筆頭著者は2単位、共著者は1単位が付与されます。対象となる学術誌は定期刊行され、日本形成外科学会の認定を受けているものに限り、論文の写しまたは別刷りを添えて提出してください。

上記の学会出席、学会発表、学術論文に関して、従来の学会認定による専門医更新から機構認定による専門医更新に完全に移行するまでの移行期間の措置(次頁以降に記載)において、同一の業績について旧基準点数と新基準単位数の両方に重複して算定することはできません。

このほかに、日本形成外科学会の認定を受けている学術雑誌の査読を行った場合には1論文につき1単位を付与します。査読の依頼状と査読結果の写しを添えて提出してください。

また、専門医試験問題作成、試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合、1年度につき1単位を付与します。委員としての委嘱状のコピーを提出してください。

学術業績等に関する単位は最大15単位まで認定されますが、これらの単位については、他の項目の最大単位も良く確認の上、前述の単位集計表(様式 1-2)にも記載してください。

2. 手続きの方法

下記により、申請手続きを行ってください。

書類提出期間：当該年12月10日～翌年1月15日(消印有効)

提出先：〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12

新宿ラムダックスビル9階

一般社団法人 日本形成外科学会 専門医生涯教育委員会 宛

3. 審査の方法

- a. 提出された書類について、専門医生涯教育制度細則10条、11条を充足しているか否かを審査・確認します。なお、提出書類が乱雑な場合は受理できない場合もあります。

- b. 申請者が提出した論文の掲載誌が、委員会が認定し告示しているもの（別表参照）以外は、原則として認めません。
- c. 資格更新の審査にあたり、その記載内容等について委員会より申請者に直接、電話またはFAXにて問い合わせをすることがあります。

4. 審査の時期

2月上旬に実施します。

5. 審査結果の発表と登録

専門医生涯教育委員会は一次審査の結果を日本専門医機構に報告し、機構にて二次審査を行った後、申請者に通知します。

更新審査合格者は機構の専門医更新登録原簿に登録・公示され専門医証が交付されます。機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。次回更新では完全移行後の機構認定専門医更新になりますので、2ページの表にある通り、50単位を提出して下さい。次回更新では学会専門医は選択できませんので、ご注意ください。

6. 申請書類記入・作成上の注意事項

- a. 記載は下記ページよりダウンロード頂いたファイルを用い、ご記入ください。用紙に出力したものを手書きで記載頂いても構いませんが、黒、青インクまたはボールペンを用いて楷書で記載して下さい。
- b. 単位数は必要分をクリアしていればよく、すべての点数の申告は必要ありません。

7. 特別な理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職など）の為に専門医の更新ができない場合の対応

特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合は、一般社団法人日本形成外科学会専門医制度に則り、留保として申請をおこなってください。留保を希望する方は、専門医資格更新審査留保依頼書を作成し、その理由を証明する書類を添付のうえ、専門医生涯教育委員会宛にお送りください。なお、出産、育児に関しては、留保期限は原則1年間とします。また、留保申請審査料として、**審査料10,000円**を下記口座にお納めください。

*郵便振替口座

加入者名(口座名称) 日本形成外科学会認定医認定委員会
口座番号 00140-8-51198

*銀行振込

ゆうちょ銀行／〇一九店(ゼロイチキュー店)
名義 シヤ)ニホンケイセイゲカガツカイ
日本形成外科学会認定医認定委員会
口座 (当座) 0051198

留保申請者の更新申請について

例：【2013年4月1日に専門医更新】2013年1月1日～2017年12月31日の5年間

→2014年1月1日～2014年12月31日病気療養

2017年

2013年	2014年 【療養】	2015年	2016年	2017年 11月申請書 類到着	
-------	---------------	-------	-------	------------------------	--

↓ 書類提出期間までに【留保申請書】を提出

→専門医更新審査会にて承認

2018年

2013年	2014年 【療養】	2015年	2016年	2017年	2018年 11月申請書 類到着
-------	---------------	-------	-------	-------	------------------------

1年間の留保申請が承認されているので、2013年1月～2018年12月のうち、【留保申請期間】を除いた5年間の学会出席、学会発表、論文などを細則第14条、第15条、第16条に従って申請する。

8. 問い合わせ

ご不明の点は日本形成外科学会専門医生涯教育制度細則（日形会誌35巻1号）をご参照のうえ、お近くの専門医生涯教育委員にお尋ねください。

新制度完全発足までの新基準に基づく形成外科領域専門医認定の手順（移行措置）

（2014 年度以前に学会専門医の認定を受けた方）

- ・ 機構が定める更新基準の完全な運用は、2015 年度からの 5 年間の準備期間を経て、2020 年度からとなります。日本形成外科学会における従来の専門医制度によって、更新においても一定以上のレベルが確保されてきたことに配慮しつつ、2015 年度～19 年度の移行措置として、前述した更新基準を以下のように設定し、これを満たす場合には、「日本専門医機構認定形成外科専門医」（以降「機構認定専門医」と略す）としての認定が可能です。
- ・ 2015 年 4 月～20 年 3 月の移行措置における、機構による更新（機構認定専門医）は、日本形成外科学会でそれぞれの年度に更新条件を満たす方のみを対象としており、年度を前倒ししての更新は行ないません。つまり年度ごとに、その年の更新該当者を順次認定していくことになります。
- ・ 日本形成外科学会の指定する期日に従来の学会の専門医更新基準は満たすものの移行措置の条件を満たさない方は、従来の日本形成外科学会認定の「形成外科専門医」（以降「学会専門医」と略す）として更新していただくこととなりますが、1 年後に機構認定更新時期を延長することが可能です。
- ・ 学会専門医の更新を選択した場合は 5 年後に機構認定専門医をめざしていただきます。5 年の間に「機構認定専門医」としての前倒し更新は行ないません。機構認定更新時期を延長する場合は、原則として 1 年間の猶予期間とします（日本形成外科学会専門医生涯教育制度細則 第 4 章第 12 条に準ずる）。なお、移行措置は 2019 年度を持って終了し、2020 年度以後は「学会専門医」の更新を行うことはできなくなります。新規認定に関しては学会専門医としての新規認定は 2021 年度で終了し、2022 年度からは一部の方々を除いて基本的に「機構認定専門医」としての新規認定となります。ただし、2021 年度以前に学会専門医受験資格をすでに取得している方の機構認定専門医受験資格については別途定めるものとします。
- ・ 2026 年度迄の期間は「学会専門医」と「機構認定専門医」は同等に扱われますが、それ以後は基本的に「機構認定専門医」が唯一の「専門医」資格となります。
- ・ 移行期間において日本形成外科学会の指定する期日（各年度 12 月）に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医制度・同細則に基づいて対応します。ただし、機構認定専門医の更新基準を満たしている場合の対応は、日本形成外科学会生涯教育委員会で個別に審査の上、機構の専門医委員会で審議します。
- ・ 日本形成外科学会では機構から示された基準に従って、機構認定専門医の開始時期を 2015 年度（2016 年 1 月）に更新申請を行う学会専門医からとします。
- ・ すでに学会専門医として 3 回以上更新を行っている方が、この移行措置期間中に機構認定専門医としての更新を行う場合は、別添資料②に示す基準を用いることができます。

また、新制度の専門研修指導医資格の要件は日本形成外科学会指導医制度および指導医制度細則で定めています。「機構認定専門医」であることが望ましいと考えられますが、2023年3月までは「学会専門医」でも可能です。

1) 2015年度内の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・ 2015年度（2016年1月）が学会専門医更新時期にあたる方は2011年1月～15年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる4.5年分135点（学会更新分の9/10）に準じる条件と、新更新基準として2015年中に獲得した0.5年分5単位（診療実績（10症例）、講習受講、学術業績を合わせた単位を1/10程度）とを満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、10（X）ページに示す表を参考にしてください。
- ・ 2015年12月末日迄に従来の学会更新基準5年分は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会専門医として更新しますが、機構認定更新時期を延長できます。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年のみの延長とします。1年延長の場合は、次年度（2017年1月）の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。
- ・ 2015年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医生涯教育制度・同細則に基づいて対応します。ただし、学会専門医更新において不足する点数を年換算（30点で1年分）して、2015年4月～12月に得た新更新基準による単位（10単位で1年分）で補うことができる場合の対応は、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で個別に審査のうえ、機構認定専門医有資格者として認められれば、日本専門医機構の専門医委員会において審議対象となります。
- ・ 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・ 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目のいずれかが含まれていることが望まれますが、必須とはしません。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

2) 2016年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・ 2016年度（2017年1月）が学会専門医更新時期にあたる方は2012年1月～16年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる4年分120点（学会更新分の4/5）に準じる条件と、新更新基準として2015年4月以降に獲得した1年分10単位（診療実績（20症例）、講習受講、学術業績を合わせた単位を1/5程度）を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、10（X）ページに示す表を参考にしてください。
- ・ 2016年12月末日迄に従来の学会更新基準5年分は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会専門医として更新しますが、機構認定更新時期を延長できます。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則

として1年のみの延長とします。1年延長の場合は、次年度（2018年1月）の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。

- ・ 2016年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医生涯教育制度・同細則に基づいて対応します。ただし、学会専門医更新において不足する点数を年換算（30点で1年分）して、2015年4月以降に得た新更新基準による単位（10単位で1年分）で補うことができる場合の対応は、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で個別に審査のうえ、機構認定専門医有資格者として認められれば、日本専門医機構の専門医委員会において審議対象となります。
- ・ 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・ 講習単位のなかには可能な限り専門医共通講習の中の必修項目のいずれかが含まれていることが望まれますが、必須とはしません。ただし新更新基準に基づく単位認定が20単位以上の場合には必修項目が1単位以上含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

3) 2017年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・ 2017年度（2018年1月）が学会専門医更新時期にあたる方は2013年1月～17年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる3年分90点（学会更新分の3/5）に準じる条件と、新更新基準として2015年4月以降に獲得した2年分20単位（診療実績（40症例）、講習受講、学術業績を合わせた単位を2/5程度）を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、10（X）ページに示す表を参考にしてください。
- ・ 2017年12月末日迄に従来の学会更新基準5年分は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会専門医として更新しますが、機構認定更新時期を延長できます。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年のみの延長とします。1年延長の場合は、次年度（2019年1月）の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。
- ・ 2017年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医生涯教育制度・同細則に基づいて対応します。ただし、学会専門医更新において不足する点数を年換算（30点で1年分）して、2015年4月以降に得た新更新基準による単位（10単位で1年分）で補うことができる場合の対応は、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で個別に審査のうえ、機構認定専門医有資格者として認められれば、日本専門医機構の専門医委員会において審議対象となります。
- ・ 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・ 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が1単位以上含まれている必要があります。ただし新更新基準に基づく単位認定が30単位以上の場合には必修項目が2単位以上含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

4) 2018年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- 2018年度（2019年1月）が学会専門医更新時期にあたる方は2014年1月～18年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる2年分60点（学会更新分の2/5）に準じる条件と、新更新基準として2015年4月以降に獲得した3年分30単位（診療実績（60症例）、講習受講、学術業績を合わせた単位を3/5程度）を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、10（X）ページに示す表を参考にしてください。
- 2018年12月末日迄に従来の学会更新基準5年分は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会専門医として更新しますが、機構認定更新時期を延長できます。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年みの延長とします。1年延長の場合は、次年度（2020年1月）の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。
- 2018年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医生涯教育制度・同細則に基づいて対応します。ただし、学会専門医更新において不足する点数を年換算（30点で1年分）して、2015年4月以降に得た新更新基準による単位（10単位で1年分）で補うことができる場合の対応は、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で個別に審査のうえ、機構認定専門医有資格者として認められれば、日本専門医機構の専門医委員会において審議対象となります。
- 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が2単位以上含まれている必要があります。ただし新更新基準に基づく単位認定が40単位以上の場合は必修項目が3単位含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。但し、その講習は機構での審査承認が必要です。

5) 2019年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- 2019年度（2020年1月）が学会専門医更新時期にあたる方は2015年1月～19年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる1年分30点（学会更新分の1/5）に準じる条件と、新更新基準として2015年4月以降に獲得した4年分40単位（診療実績（80症例）、講習受講、学術業績を合わせた単位を4/5程度）を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。また新更新基準によって必要な5年分50単位を満たす場合もこの年から完全な新更新基準による機構認定専門医審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、10（X）ページに示す表を参考にしてください。
- 2019年12月末日迄に従来の学会更新基準5年分は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会専門医として更新しますが、機構認定更新時期を延長できます。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年みの延長とします。1年延長の場合は、次年度（2021年1月）の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。
- 2019年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り

日本形成外科学会専門医生涯教育制度・同細則に基づいて対応します。ただし、学会専門医更新において不足する点数を年換算（30点で1年分）して、2015年4月以降に得た新更新基準による単位（10単位で1年分）で補うことができる場合の対応は、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で個別に審査のうえ、機構認定専門医有資格者として認められれば、日本専門医機構の専門医委員会において審議対象となります。

- ・ 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・ 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が3単位含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。但し、その講習は機構での審査承認が必要です。

6) 2020年度の機構認定専門医更新について

- ・ 2020年度（2021年1月）の申請から、学会専門医としての更新申請はなくなります。機構による新更新基準を100%適用して更新申請していただきます。したがって、この時点における学会専門医更新としての点数の有無は問いません。
- ・ 2020年度が更新申請時期でありながら新更新基準を満たさない方は、日本形成外科学会専門医生涯教育制度細則 第4章第12条に準じて留保申請を行ったうえで、機構認定更新時期を原則として1年のみ延長することができます。
- ・ 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。

（旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取扱い）

2018年3月以前に専門研修を開始した方々は学会専門医認定を受けることとなります。その方々は学会専門医認定の5年後に機構認定専門医更新の対象となります。

特別な事情（海外留学、出産、病気療養など）により予定の期間内に学会認定専門医となれない方は従来の方で学会専門医をめざし、合格5年後の更新時に機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2年4月以降は一定の期間、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することとなります。

この間の学会専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われます。

なお、学会専門医試験不合格者は従来の方で学会専門医をめざします。新プログラムでの専攻医を経ていない方が機構認定専門医を取得するためには学会専門医に一旦合格する必要があります。

移行措置：各更新時期における新更新基準部分の必要単位一覧表

項目	取得単位	学会専門医の各更新時期において必要となる新更新基準部分の取得単位				
		2015 年度 (2016 年 1 月)	2016 年度 (2017 年 1 月)	2017 年度 (2018 年 1 月)	2018 年度 (2019 年 1 月)	2019 年度 (2020 年 1 月)
i) 診療実績の証明	100 症例	10 症例	20 症例	40 症例	60 症例	80 症例
	10 単位	1 単位	2 単位	4 単位	6 単位	8 単位
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位	最小 0	最小 1	最小 1	最小 2	最小 3
	最大 10 単位	最大 1	最大 2	最大 4	最大 6	最大 8
	(うち必修講習 3 単位以上)	(必修講習義務なし)	(必修講習義務なし)	(必修講習 1 単位以上)	(必修講習 2 単位以上)	(必修講習 3 単位以上)
iii) 形成外科領域講習	最小 15 単位	最小 2	最小 4	最小 6	最小 9	最小 12
	最大 31 単位			最大 13	最大 18	最大 23
iv) 学術業績・診療以外の活動業績	6～15 単位	0～1 単位	1～2 単位	2～6 単位	4～9 単位	6～12 単位
新基準合計単位数	50 単位	5 単位	10 単位	20 単位	30 単位	40 単位
旧基準による獲得点数		135 点	120 点	90 点	60 点	30 点